

理事候補者選出細則

2011年5月19日制定
2012年6月6日改定
2013年5月22日改定
2015年5月27日改定
2016年5月25日改定
2017年6月7日改定
2020年8月10日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第29条及び第32条に基づき、理事選出に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 理事は、原則として電磁的方法をもってする投票により選出する。

(選挙区)

第3条 理事の選挙区分は、全国区分、別表に掲げる支部区分、及び女性枠区分とする。
2 全国区分選挙は、医育機関理事と病院理事に分けて実施する。

(定数)

第4条 理事の選挙区分別定数は、別表に掲げるとおりとする。

(選挙の時期)

第5条 この選挙は、現任理事の任期終了日の3ヶ月前までに実施しなければならない。

(選挙管理)

第6条 この選挙は、理事候補者選出選挙管理委員会が管理する。

(選挙人)

第7条 この選挙の選挙人は、この選挙が行われる年度に行われた代議員選任選挙の当選者、または女性枠代議員選任選挙の当選者とする。

(被選挙人)

第8条 この選挙の被選挙人は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 前条を満たすこと
- (2) 連続する2期目の理事（女性枠含む）でないこと
- (3) 任期が終了する年の3月31日に65歳以下であること
- (4) 社員期間と委員会委員就任期間をあわせて通算6年以上務めた者、またはこの法人が主催する年次学術集会の会長を務めた者であること
- (5) 女性枠区分は、女性代議員および女性枠代議員選任選挙の当選者であること

(立候補)

第9条 理事候補者になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会が定める方法をもって提出しなければならない。

- (1) 立候補届
- (2) 推薦書
- (3) 履歴書
- (4) 理事としての所信

2 前項第2号に掲げる推薦書の推薦人は、この法人の当該年度代議員就任予定者2名とする。

(立候補の制限)

- 第10条 支部代表理事候補者選出選挙に立候補する者は、当該立候補者が所属している選挙区以外の選挙区に立候補することはできない。
- 2 支部代表理事候補者選出選挙に立候補する者は、全国区理事候補者選出選挙、および女性幹理事候補者選出選挙に立候補することはできない。
- 3 女性幹理事候補者選出選挙に立候補する者は、全国区理事候補者選出選挙、および支部代表理事候補者選出選挙に立候補することはできない。

(立候補者の公示)

- 第11条 選挙管理委員会は、立候補者が提出した内容に基づき立候補者を確定し、立候補者名簿を作成し、第10条第3号及び第4号とともに選挙人に公示しなければならない。

(選挙実施時期)

- 第12条 この選挙は、支部代表理事候補者選出選挙と全国区理事候補者選出選挙、女性幹理事候補者選出選挙を同時に行う。

(立候補者の補充)

- 第13条 選挙区あるいは選挙区分ごとの立候補者が定数以下でかつ以下の各号に該当するときは、選挙管理委員会は立候補者の再募集を行わなければならない。
- (1) 支部にあっては、定数に達しないとき
- (2) 全国区にあっては、医育機関及び病院理事立候補者の合計が8名未満のとき

(選挙方法)

- 第14条 支部代表理事候補者選挙の投票は、単記無記名投票とする。
- 2 全国区理事ならびに女性幹理事候補者選挙の投票は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 医育機関理事にあっては、7名完全連記無記名投票
- (2) 病院理事にあっては、6名完全連記無記名投票
- (3) 女性幹理事にあっては、4名完全連記無記名投票
- 3 第1項の場合、投票は一人一票とし、白票及び候補者が特定できない記載がある場合は無効とする。
- 4 第2項の場合、以下のとおりとする。
- (1) 同項(1)については7名完全連記をもって一票とし、同項(2)については6名完全連記をもって一票、同項(3)については4名完全連記をもって一票とする。
- (2) 一票中に連記数を満たさない記載のある票（候補者が特定できない記載がある場合を含む）は無効とする。

(投票の管理)

- 第15条 事務長は、投票期間中に電磁的方法をもってされた投票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

- 第16条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事の立ち会いのもとで、選挙管理委員会委員が行い、事務長が補佐する。
- 2 開票作業中に発生した疑義は、監事が処理する。

(当選者)

- 第17条 この選挙の当選者は、得票人数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。
- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

3 立候補者が定数以下のときは、立候補者を無投票当選とする。

(当選者の公示)

第18条 選挙管理委員会委員長は、この選挙の結果を得票人数とともに、事務局長を経て、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(欠員の補充)

第19条 支部代表理事に欠員が生じたときは、選挙の次点者をもって補充する。

- 2 全国区理事に欠員が生じたときは、全国区理事の現員数が8名未満になったときに限り、次点者をもって補充する。
- 3 前項において次点者がいないときは、この細則に基づき、当該選挙区で選挙を行う。
- 4 女性枠理事の欠員は、補充はしない。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の議決によって選任される。

(細則の変更)

第21条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

(別表) 理事の選挙区及び定数

選挙区	所属都道府県	定数
全国区		13
女性枠選挙区		4
北海道・東北選挙区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	1
関東・甲信越選挙区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県	1
東京選挙区	東京都	1
東海・北陸選挙区	静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、三重県	1
関西選挙区	滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山县、兵庫県	1
中国・四国選挙区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1
九州選挙区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	1

ただし、全国区においては、医育機関理事7名、病院理事6名とする

附 則

- 1 この細則は2011年5月19日から施行する。
- 2 この細則施行前、社団法人日本麻酔科学会の理事に就任していた者は、この細則の規定にかかわらず、その任期は公益法人の設立後に初めて選任される理事が就任する前日までとする。
- 3 この規則第5条の規定にかかわらず、理事の任期が終了する年度の通常総会は、その開催時期にかかわらず当該年度の代議員で構成する。